

自主参加型国内排出量取引制度 目標保有参加者タイプB用公募要領 (公募要領B)

自主参加型国内排出量取引制度の実施に当たり、設備補助を受けることなく排出削減を約束し、排出枠の交付を受ける参加者を公募致します。本制度への応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

1. 環境省自主参加型国内排出量取引制度の概要

(1)自主参加型国内排出量取引制度とは

- ・自主参加型国内排出量取引制度は、温室効果ガスの費用効率的かつ確実な削減と、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積を目的として、平成17年度から開始したものです。
- ・温室効果ガスの排出削減に自主的・積極的に取り組もうとする事業者に対し、一定量の排出削減約束と引換えに、省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の整備に対する補助金を交付することにより支援します。
- ・排出削減約束達成のために排出枠の取引という柔軟性措置の活用も可能とします。
- ・設備補助を受けることなく自主的に排出削減を行う事業者を目標保有参加者タイプBと呼びます。
- ・単独工場・事業場だけでなく、複数の工場・事業場をまとめたグループ単位でもグループ参加者として参加できます。
- ・本制度の参加者は、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」における試行排出量取引スキームの参加者として位置付けられることとなります。

(2)制度への参加方法

- ・自主参加型国内排出量取引制度への参加には、以下の3通りの方法があります。
 - ①**目標保有参加者タイプA**
一定量の排出削減を約束する代わりに、省エネ設備等の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者
(「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」の採択事業者)
 - ②**目標保有参加者タイプB**
設備補助を受けることなく、排出枠の交付を受ける参加者。参加者は、2010年度から2012年度のうち全部又は一部の年度を削減対策実施年度(但し、必ず2010年度を含むこと)として任意に選択し、削減対策実施年度毎に排出削減目標を設定していただきます。2010年度については、基準年度排出量から少なくとも1%の排出削減を、2011年度以降については、当該年度の前年度の目標に比べ1%以上の排出総量削減を約束することが求められます。
 - ③**取引参加者**
排出枠の取引を行うことを目的として、登録簿システムに口座を設け、取引を行う参加者。取引参加者に対しては、補助金及び排出枠の交付はなされません。
- ・本制度が試行排出量取引スキームに溶け込んだことに伴い、第3期まで募集していた③取引参加者については、試行排出量取引スキームにおける取引参加者に一元化し、第5期では募集しないこととします。
- ・①と②の目標保有参加者には、それぞれグループ参加者としての参加も可能です。グループ参加者には別紙3-2「第5期実施ルール(グループ参加者向け)」を、グループ参加者以外

の単独参加者には別紙3-1「第5期実施ルール(単独参加者向け)」をそれぞれ適用します。特段の断りがない限り、以下の説明での『別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」』とは別紙3-1と別紙3-2の両方を指します。

(3)目標保有参加者として制度に参加するメリット

この制度に目標保有参加者として参加する場合、以下のようなメリットがあります。

- ・国内排出量取引制度に実践的に参加することによって知見を蓄積できます。
- ・温室効果ガス排出量の算定に習熟するとともに、検証機関の検証を受けることにより、「温暖化対策マネジメント」を効果的に講じていくための基盤が形成されます。
- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む先進的企業等として、CSRの観点から社会的貢献がPRできます。

2. 自主参加型国内排出量取引制度への参加

自主参加型国内排出量取引制度への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

(1)目標保有参加者タイプBの対象となる事業者

- ・単独参加者は、当該工場・事業場のCO₂排出量合計が少なくとも1,000 t-CO₂以上
- ・グループ参加者の場合は、参考資料2「グループ参加に関する参加要件及び提出物」を別途参照して下さい。
- ・単独参加者、グループ参加者ともに、自主行動計画に参加している工場・事業場は対象とはなりません。

(2)応募時の提出書類

- ・別添の様式に従い、以下の書類を提出いただきます。
 - ▶公募要領B 別添1「参加申込書」
 - ▶公募要領B 別添1別紙1 事業実施場所の一覧(グループ参加のみ)
 - ▶公募要領A・B共通 別添4-1 算定報告書 単独参加者用
 - ▶公募要領A・B共通 別添4-2 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
 - ▶公募要領A・B共通 別添4-3 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
 - ▶公募要領A・B共通 別添4-4 算定報告書 グループ参加(事業場のみ)用
- ・別添1の参加申込書には、以下の情報を記載する。
 - ▶対象となる工場・事業場(工場・事業場ごとに申請。但し、グループ参加の場合はグループ毎に申請)
 - ▶対象となる工場・事業場における基準年度排出量(原則として2006~2008年度)
 - ▶対象となる削減対策実施年度(タイプAは2010年度のみ。タイプBについては、2010年度から2012年度のうち、2010年度を含む全部又は一部の連続した年度)
 - ▶削減対策実施年度の排出削減予測量:初年度は、基準年度排出量と2010年度の排出削減予測量との差。排出削減予測量は基準年度排出量に対して少なくとも1%以上であることが必要です。また、翌年度以降も排出削減を約束する場合については、排出削減予測量が当該年度の前年度の削減予測量に比べ1%以上であることが必要です。なお、2010年度の排出予測量については、2008年度の排出量実績値以下であることが必要です。
- ・排出削減予測量及び基準年度排出量の算定については、別紙3-1及び別紙3-2「実施

ルール」を参照下さい。

(3)基準年度排出量の検証

排出削減実施事業者は、2009年11月末までに、2010年度における基準年度の排出量について環境省の委託する検証機関の検証を受けていただきます（別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）。検証にかかる費用については、環境省が全額負担します。

(4)排出枠の交付

- ・(3)の検証を終えた排出削減実施事業者に対しては、各削減対策実施年度の4月に排出枠(JPA)の初期割当量が交付されます。
- ・JPA初期割当量の交付量は、以下のとおりです（別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）。

対象工場・事業場の基準年度排出量 － 「各削減対策実施年度の排出削減予測量」

(5)排出削減対策の実施

- ・排出削減実施事業者は、各削減対策実施年度において排出削減に取り組んでいただきます。

(6)各削減対策実施年度排出量の算定と検証

- ・排出削減実施事業者は、各削減対策実施年度の翌年度の4月以降に前年度の排出量を算定するとともに、各削減対策実施年度の翌年度の5月ごろに環境省の委託する検証機関による検証を受けていただきます。（この検証に係る費用については、環境省が負担する方針）

(7)排出枠の取引

- ・排出枠は各削減対策実施年度の翌年度の8月末に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能です。（別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）。

(8)排出枠の償却義務

- ・排出削減実施事業者は、各削減対策実施年度の翌年度の8月末に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた各削減対策実施年度の実排出量と同量の排出枠を、登録簿上の償却口座に移転していただきます（排出枠償却義務：別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）。
- ・償却には、JPAに加えて、CDMプロジェクト及びJIプロジェクトのクレジットに基づいて発行されるjCER（別紙3-1及び別紙3-2「実施ルール」参照）、試行排出量取引スキームにおける排出枠も活用することができます。

3. 公募案内

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「自主参加型国内排出量取引制度応募書類 目標保有参加者タイプB」と赤字で明記してください。

(2)公募期間

2009年7月21日(火)～2009年9月30日(水) 17時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(3)応募に必要な書類及び提出部数

- ①公募要領B 別添1 「参加申込書」
- ②公募要領B 別添1 別紙1 事業実施場所の一覧(グループ参加のみ)
- ③公募要領A・B共通 別添4-1 算定報告書 単独参加者用
- ④公募要領A・B共通 別添4-2 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
- ⑤公募要領A・B共通 別添4-3 算定報告書 グループ参加(工場・事業場)用
- ⑥公募要領A・B共通 別添4-4 算定報告書 グループ参加(事業場のみ)用
- ⑦企業等のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料(様式任意)

(提出物)

- ・単独参加者：①、③、⑦
- ・工場を含むグループ参加者：①～②、④～⑤、⑦
- ・事業場のみのグループ参加者：①～②、⑥～⑦

・上記書類について、正本1部・副本2部を提出して下さい。

・上記の①～⑥のデータを保存した電子媒体(CD・FD等のメディア(MOは不可))について、1部提出して下さい。媒体には提出事業者名・工場/事業所名を必ず記載して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4)提出先(本件窓口)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 担当：佐藤
TEL 03-3581-3351(代表) 内線 6781
E-mail kyotomecha@env.go.jp

(5)提出方法

特定記録郵便又は簡易書留にて郵送して下さい。

(6)公募説明会

公募にあたり、下記の通り説明会を開催致します。

説明会会場

・日時 2009年8月3日(月) 13:00～17:00

・場所 (株)NTTデータ
豊洲センタービル 36階 コンファレンスルーム(定員200名)
〒135-6033 東京都江東区豊洲3-3-3

・登録期限 2009年7月31日(金)まで

※当日は公募説明に加え、本制度における過去参加者による事例発表等を予定しております。

なお、紙資源節約のため、説明会会場においては資料の配付は致しません。3. (3)を参照の上、各自必要な資料をお持ちいただくよう、お願いします。

(7)採択結果について

採択結果については、事業者名をプレス発表し、併せて環境省ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/index.html>) に掲載します。

グループ参加に関する参加要件及び提出物

1. 参加要件

グループ参加の参加要件は以下の通りとする。

- タイプ A（補助金あり）：グループ全体の CO2 削減量が合計で少なくとも 100t-CO₂ 以上
- タイプ B（補助金なし）：グループ全体の CO2 排出量合計が少なくとも 1,000 t-CO₂ 以上

2. 提出物

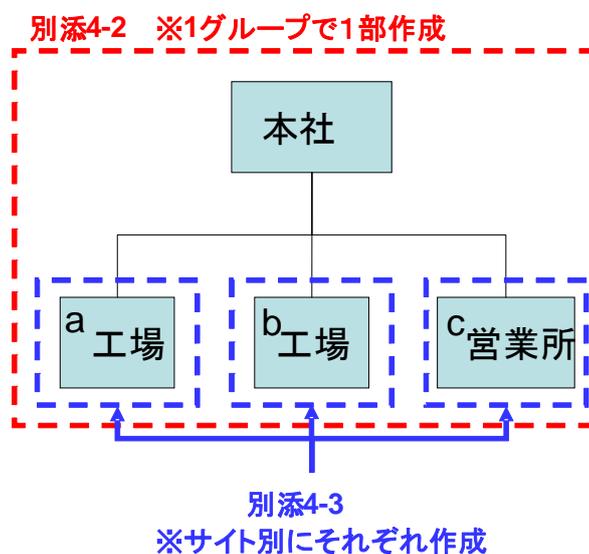
2.1. グループ内に工場がある場合

- ・ 算定報告書別添 4-2

対象となるグループの概要および排出量算定・報告・排出量の管理体制に関する基本情報を記載する様式。1 グループで 1 部作成。

- ・ 算定報告書別添 4-3

グループ参加で対象となる工場・事業場における基準年度排出量を記載する様式。1 サイトにつき 1 部作成。



提出物

- ・別添4-2 : 1部(本社全体)
- ・別添4-3 : 3部(a工場用、b工場用、c営業所用)

図 1 算定報告書の作成方法（工場を含むケース）

2.2. グループが事業場のみの場合

- 算定報告書別添 4-4

対象となるグループの概要および排出量算定・報告・排出量の管理体制を記載する様式。グループ参加する対象の事業場における基準年度排出量も同様式に記載する。グループ全体で1部のみ提出。

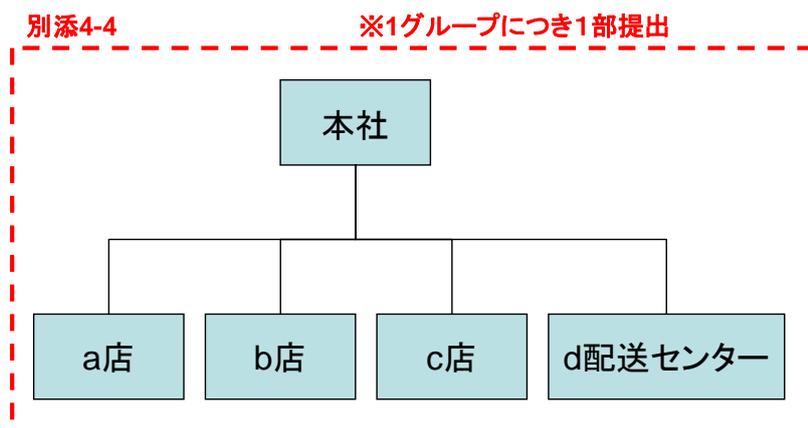


図 2 算定報告書の作成方法（事業場のみのケース）

※提出物の代替について

参加事業者の書類作成における負担を軽減するために、提出書類の一部については、事業者が既に作成している社内用ガイドラインや算定報告書等での代替も認められる。ただし、規定の様式で要求されている情報が質、量共に不足なく記載されていることが条件である。

表 1 提出物の代替可否

算定報告書様式	必要な情報 (各様式における項目)	代替可否
別添 4-2	1.排出削減実施事業者に関する基本情報	代替物不可
	2.共同事業者	代替物不可
	3.二酸化炭素排出量等	代替物不可
	4.排出量算定対象工場・事業場に関する基本情報	代替物不可
	5.工場・事業場の排出源に関する情報	代替物不可
	6.グループのデータ集計体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-2 で要求している情報が質、量共に不足がないこと）
	7. 合計 CO ₂ 排出量	代替物不可
別添 4-3	I. 基本情報	代替物不可
	II. 工場・事業場のデータ集計・記録体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-3 で要求している情報が質、量共に不足がないこと）
	III. 排出源リスト	代替物不可
	IV. モニタリング方法	代替物不可
	V～VII. 工場・事業場における排出(2006、2007、2008 年度)	参加工場・事業場が独自の様式（Excel ファイル等）で、工場・事業場ごとに算定報告書別添 4-3 と同様の情報を把握し、さらに全工場・事業場の排出量についての一覧表を作成している場合、代替可能とする。
	VII. 合計 CO ₂ 排出量	
	VIII. 任意報告	
別添 4-4	1.排出削減実施事業者に関する基本情報	代替物不可
	2.共同事業者	代替物不可
	3.二酸化炭素排出量等	代替物不可
	4.排出量算定対象事業場に関する基本情報	代替物不可
	5.事業場の排出源に関する情報	代替物不可
	6.事業場のデータ集計・記録体制	データ取得・集計方法が統一されている場合には、当該方法を記載した文書（社内用ガイドライン）、担当者リスト等の提出で代替可能とする。（ただし、算定報告書別添 4-4 で要求している情報に不足がないこと）
	I. 排出源リスト	代替物不可
	II. モニタリング方法	代替物不可
	III～V. 事業場における排出(2006、2007、2008 年度)	参加グループが独自の様式（Excel ファイル等）で、事業場ごとに算定報告書別添 4-4 と同様の情報を把握し、さらに全事業場の排出量についての一覧表を作成している場合、代替可能とする。
	VI. 合計 CO ₂ 排出量	
	VII. 任意報告	